

平成24年度 教育委員会 第13回定例会 議案

1 日 時 平成24年10月1日（月） 午後1時

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

<非> 第 27 号議案 平成 24 年度県議会決算特別委員会に提出する報告書 …非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第13回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	緊急地震速報専用受信ソフトウェアの導入	1
2	文化財クローズアップ「古民家の魅力を探る」	3
3	学力検証プロジェクト事業	4
4	静岡県为学校からいじめをなくすための提言	5

緊急地震速報専用受信ソフトウェアの導入

(教育政策課 情報化推進室)

1 概要

東日本大震災の教訓を踏まえ、児童生徒や教職員等の安全・安心な環境確保の補完を図るため、教育総合ネットワークシステムに接続された教職員端末（以下、「NES 端末」という。）を利用して、気象庁の緊急地震速報をインターネット回線で受信し、自動的に警報音を鳴らすとともに、NES 端末の画面上に震源地、予測震度などを表示する高度利用者向け緊急地震速報専用受信ソフトウェアを導入する。

この導入により、このソフトウェアを利用した防災訓練の実施など、各校の防災対策や防災教育の推進に活用することが可能。

2 ソフトウェアについて

(1) ソフトウェア名

高度利用者向け緊急地震速報専用受信ソフトウェア SignalNowExpress（以下、「SignalNowExpress」という。）

(2) 提供元

ストラテジー株式会社（<http://www.estrat.co.jp/index.html>）

(3) 導入時期

平成 24 年 9 月 19 日（水）から

(4) 導入対象

NES 端末

(5) 機能等

ア 気象庁の高度利用者向け緊急地震速報を受信し、マグニチュード、予測震度、到達までの猶予秒数を計算。

イ 地震発生時に地図画面をポップアップ表示して震源地、予測地点等を表示。

ウ プログラムはダウンロード、地震情報配信共に無料で利用可能。

(6) インストール方法等

インストールを希望する場合は、教育総合ネットワークシステムのグループウェア(ノーツ)の県立学校常用資料 DB に掲載したインストール手順書にしたがって、各自で任意にインストールする。

(7) その他

ア 全県立高校での SignalNowExpress 及び統一ライセンスキーの使用の許可については、提供元のストラテジー株式会社へ確認済み。

イ ヘルプデスク申請管理 DB への、SignalNowExpress のインストール申請は不要。

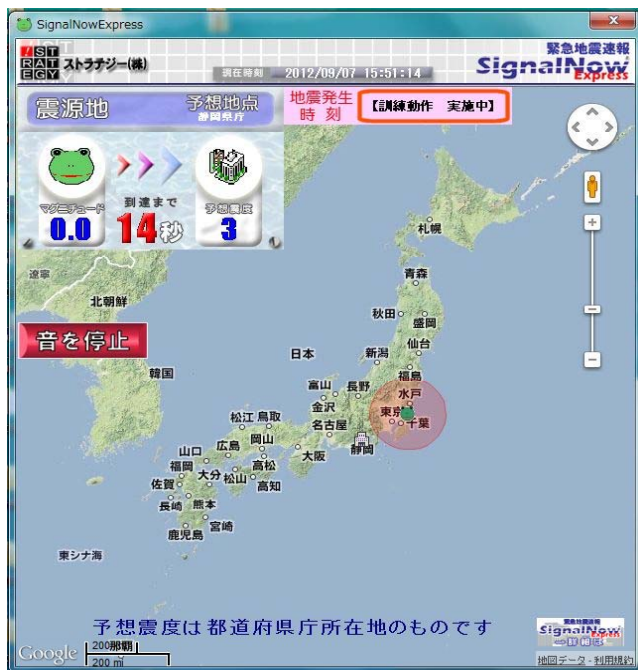
ウ SignalNowExpress は無償提供ソフトウェアのため、予測地点の設定等について制限がある。また、起動時等にスポンサー企業の広告が一時的にポップアップ表示される。

エ NES 端末以外のパソコンでは、公開したインストール用のプログラムファイルは利用できない。

オ SignalNowExpress の使用は、地震情報配信共に無料で利用可能。

カ 日常の利用にあたっては、「静岡県情報セキュリティポリシー」、「インターネット利用のためのガイドライン（平成 20 年 7 月）」、関連法令規則及び提供元のストラテジー株式会社で定める利用規約等に従って適正に利用する。

3 画面イメージ（訓練動作時）



※ストラテジー株式会社提供 SignalNowExpress 画面

文化財クローズアップ「古民家の魅力を探る」

(文化財保護課)

1 目的

県教育委員会では、県内の文化財に対する県民の理解と関心を高めるため、県民が文化財と気軽に触れ合える機会として、11月上旬を中心に「しずおか文化財ウィーク」を設定し、市町や文化財所有者等と連携しながら様々な事業を実施している。

本年度も県教育委員会の主催する事業として、古民家をテーマとした見学会とシンポジウム「古民家の魅力を探る」を以下のとおり実施する。

2 事業概要

(1) テーマ

「古民家の魅力を探る」

日本の伝統を伝える民家建築について、その魅力を生かした活用方法について議論を深めるため、専門家や民家所有者による事例報告及びパネルディスカッションを実施する。

また、シンポジウムに先立ち、大規模修理を終えた重要文化財・友田家住宅の見学会を実施する。

(2) 日時 平成 24 年 11 月 10 日(土)

友田家住宅見学会 午前 10 時から正午まで

シンポジウム 午後 1 時 30 分開会

(3) 場所 友田家住宅(森町亀久保)、森町文化会館ミキホール小ホール

(4) 主催 静岡県教育委員会 森町教育委員会 静岡県文化財保存協会

(5) 内容

○事例報告等

ア 「静岡県の民家建築、民家の魅力」

建部恭宣(静岡県文化財保護審議会会長)

イ 「借家を改修し宿泊施設に！ー奈良町宿 紀寺の家ー」

藤岡龍介(藤岡建築研究室主宰)

ウ 「江戸時代の家に生まれて」

あわやのぶこ(登録有形文化財「知半庵」所有者・知半アート代表)

○パネルディスカッション

テーマ:「古民家の魅力を探る」

パネリスト:藤岡龍介・あわやのぶこ

コーディネーター:建部恭宣

学力検証プロジェクト事業

(学校教育課)

1 目 的

平成 24 年度全国学力・学習状況調査の結果を受け、本県の児童生徒の学力について下記 3 点を中心に成果や課題を明確にし対応策を検討するため、有識者を加えた『学力検証委員会』を設置し、今後の学力向上施策の推進に資する。

- (1) 本年度の児童生徒の学力の現状分析
- (2) 小学生における平均正答率低下の要因
- (3) 中学生における学力安定の要因

2 検証事項

- (1) 全国学力・学習状況調査結果 (H19～H24)
- (2) 本県の教育施策
静岡式 35 人学級制度、理科専科教員・理科支援員の配置等、教職員への授業づくり支援 (学校訪問指導、指導資料、教科研修プログラム)、教職員の経験年数等
- (3) 学校現場の取組 (学習形態、理科の指導体制、補充指導の取組等)
- (4) 教育振興基本計画の目標に対する実績の高い市町の取組
- (5) 各都道府県の公私の進学状況
- (6) 先進県における実践内容

3 検証組織

学力検証委員会をメインとして、作業部会に教育施策等検証部会と学力・学習状況調査分析部会 (既存の『学力・学習状況調査分析会』) を置く。

- (1) 学力検証委員会
静岡大学教育学部、市町教育委員会代表 (東・中・西各 1 市)
教育政策課、学校教育課、学校人事課、総合教育センター
- (2) 学力・学習状況調査分析部会 学校教育課、総合教育センター
- (3) 教育施策等検証部会 教育政策課、学校教育課、学校人事課、総合教育センター

4 検証計画

月	学力検証委員会 (全 3 回)	作 業 部 会	
		学力・学習状況調査分析部会 (全 9 回)	教育施策等検証部会 (随時)
		上記検証事項 (1) 担当	上記検証事項 (2)～(5) 担当
8	①教育施策等の課題整理 ②対応策の検討・確認 ③具体的施策のとりまとめ	① 学力検証方法の確認	教育施策の検証 施策の見直し検討 他県等視察 具体的施策の検討
9		②～③ 調査結果分析 保護者用リーフレット作成	
10		④～⑥ 調査結果分析 教員用リーフレット作成	
11		⑦～⑨ 具体的手立ての検討 保護者用リーフレット配布	
12			
1		教員用リーフレット配布	
平成 24 年度～26 年度 教育施策への反映 (県教委、市教委、学校)			

(注) 上記の『学力・学習状況調査分析部会』は既存の『学力・学習状況調査分析会』を位置づけている。

報告事項 4

平成 24 年 10 月 1 日

(件 名)

静岡県の学校からいじめをなくすための提言

(学校教育課小中学校教育室)

1 ねらい

いじめ問題について社会の関心が高まっているこの機を捉えて、県・市町教育委員会が一体となり、オール静岡でいじめをなくす対策に取り組む。

2 これまでの経緯

(1) 生徒指導上の課題に関する打合せ会〔平成 24 年 7 月 31 日 (火)〕

確認事項

- (ア) 各市町教育委員会が、それぞれの言葉で児童生徒、保護者、教職員へ語りかけをする。
- (イ) 生徒指導上の諸課題等に関する研修センターの研修プログラムの共有化を検討する。
- (ウ) 教職員から提案やアイデアを募集し、対応できるものは具現化する。
- (エ) 児童生徒が自ら考える機会や場を設ける。
- (オ) 平成 24 年 8 月 1 日付「いじめ問題～緊急調査」(文部科学省)をもとに教職員の意識の高揚を図る。

(2) 平成 24 年度市町教育委員との意見交換会(志太・榛原地区)〔平成 24 年 8 月 7 日 (火)〕

意見概要

- ・いじめについて理解を深めるとともに、いじめを許さないという意識を向上させる。
- ・いじめに対する教職員の意識を高め、小中 9 年間で個に応じたきめ細かな指導を行う。
- ・家庭、地域から信頼される学校づくりを目指すため SC や SSW との協力体制を充実させる。
- ・いじめの把握のため、アンケート調査を定期的に実施する。

(3) 市町教育長研修会〔平成 24 年 8 月 21 日 (火)〕

協議内容「(1) 打合せ会」の確認事項を踏まえた依頼及び具現化に向けての話し合い

- ・児童会、生徒会等、子ども自らがいじめ問題について考える場を設定する。
- ・「いじめ」の特徴や実態について、家庭、地域に周知する。
- ・いじめ防止や対応の教職員向けの冊子を作成し、教師と子どもとの信頼関係を築く。
- ・幼保小中高の一貫性のある教育を実施する。
- ・教職員のいじめについての研修会を実施する。

(4) 県・市町教育委員会代表者会〔平成 24 年 9 月 4 日 (火)〕

提案内容

- ・子どもたちがいじめを自分の問題として考える場が必要で、互いのよさや考え方を認め合う集団づくりが大切である。
- ・PTA 組織と学校とをうまく機能させる。また、地域の方に学校に入っていただく。
- ・いじめ問題を突破口に、学校を開かれたものにも必要である。
- ・対応マニュアルのコアになる部分については、県で統一させることが大切であり、各市町において独自の取組や考えがあれば加えることも考えられる。
- ・ネット上のいじめの実態をつかみ、具体的に児童生徒へ指導する必要がある。

3 静岡県の学校からいじめをなくすための提言

別紙 1

4 取組スケジュール

年内には、いじめ対応マニュアルを市町教育委員会等へ配布予定。

静岡県の学校からいじめをなくすための提言

本県の公立学校におけるいじめの認知件数は、減少傾向にあるものの、いじめは依然として多い状況にあります。いじめは、どのような理由があっても決して許されない行為であり、いじめのない学校づくり、子どもが健やかに育つための環境づくりは、私たちの使命でもあります。

そのため、次の4点について「オール静岡」として取り組んでいくことを提言します。

1 子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にします

学校は、道徳教育をはじめ、コミュニケーションを重視した教育活動や体験活動をさらに充実させるとともに、児童会・生徒会の活動等を通して、子ども自身が主体的にいじめの問題に取り組もうとする態度を養っていきます。

2 家庭・地域と連携して子どもの命を守ります

学校は、社会全体で子どもを守り育てていくため、PTAや地域代表者にいじめの現状や対応等について積極的に情報を公開し、学校や家庭・地域が抱える課題を共有して、連携・協働できる体制づくりを推進していきます。

3 「いじめ対応マニュアル」を作成します

県教育委員会と市町教育委員会は連携して、いじめに対する未然防止、適切な対応等を行うために「いじめ対応マニュアル」を作成します。

4 教職員に対する研修を充実します

県教育委員会及び市町教育委員会は、教職員のいじめに対する意識の高揚や、きめ細かな指導の充実を図るために、研修内容の見直し・改善を行います。

平成24年9月26日
静岡県・市町教育委員会代表者会
〔沼津市、森町、静岡市、浜松市
及び 県の教育委員長・教育長〕



平成24年 月 日

静岡県教育委員会 様
各市町教育委員会 様

静岡県・市町教育委員会代表者会

「静岡県の学校からいじめをなくすための提言」について（依頼）

新秋の候、貴職におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろ、静岡県の教育の発展に御尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、県内におきましては、公立小中学校及び県立学校のいじめの認知件数は減少傾向にあるものの、依然として多い状況にあります。学校がいじめに対する指導に積極的に取り組んでいるにもかかわらず、いまだなお、多くのいじめが発生していることは、いじめはどこにでも、誰にでも、起こり得ることを示しており、子どもの健やかな成長への影響が懸念されます。

そのため、9月4日に静岡県・市町教育委員会代表者会を開催し、県・市町教育委員会が一体となって積極的かつ集中的に取り組んでいくため、このたび、別添の「静岡県の学校からいじめをなくすための提言」を取りまとめました。

つきましては、貴管内幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校へ御周知願うとともに、提言内容1・2については、各園・学校のそれぞれの実態に応じて、具体的な取組が進められるよう御指導願います。

また、提言内容3・4については、県及び市町教育委員会が連携して、早急に対応されるようお願いいたします。

「提言内容」は添付省略。別紙1と同内容。

担 当 静岡県教育委員会学校教育課
電 話 0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 4 0

第13回定例会 追加報告事項

番号	項 目	Page
5	監査結果に関する報告	1
6	<非> 重大な生徒指導事案報告	非
7	<非> いじめ問題に関する緊急調査結果	非

監査結果に関する報告

(教育総務課)

1 監査の結果

平成 24 年 9 月 27 日に、今年度、第 2 回目の監査結果の報告があった。

教育委員会については、6 月 11 日から 8 月 17 日までに実施した本庁及び県立学校等に係る監査について、別紙のとおり 21 所属中 2 所属に指摘、3 所属に指示、4 所属に意見、1 所属に検討が付された。また 5 所属に 6 件の指導事項があった。

2 指摘等事項の概要

指摘の 2 件は、教育総務課の非常勤職員の不適切な労務管理と学校教育課の不適切に管理された預金に関するものである。

指示の 4 件は、高等学校入学者選抜における学力検査等の不適切な取扱いが 1 件、公務中における交通加害事故の発生が 1 件、業務委託の変更計画書等の未徴収など財務に関するものが 2 件である。

意見の 4 件は、不祥事根絶への取組、校務用 1 人 1 台パソコンの利活用の促進、児童生徒の窃盗及びいじめ根絶の取組、特別支援教育の充実である。

検討は、社会教育課に対する地域における通学合宿推進事業の執行方法の見直しである。

指導事項は、社会保険料還付手続きの遅延などであった。

3 監査結果の公表

監査結果は、県政の現状や課題等について県民への説明責任を果たすため、9 月 28 日に監査課から記者提供資料として発表された。

4 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、本年 12 月 27 日までに監査委員へ報告する。

(別紙)

指摘 2 件

監 査 箇 所 監 査 実 施 日	指 摘 等 事 項	
教育総務課 平成 24 年 8 月 8 日	件 名	非常勤職員の不適切な労務管理
	内 容	任用した非常勤職員に規則や要綱で定められた 1 日 7 時間 45 分を超えて勤務させた上、深夜勤務を命じながら基本報酬の加算を行っていなかった。
学校教育課 平成 24 年 8 月 8 日	件 名	不適切に管理された預金
	内 容	長期にわたり不適切に管理された預金口座の存在が判明した。

指示 4 件

監 査 箇 所 監 査 実 施 日	指 摘 等 事 項	
学校教育課 平成 24 年 8 月 8 日	件 名	業務委託の変更計画書等の未徴収
	内 容	平成 23 年度中学生職場体験学習の受入企業実態調査業務委託の実施変更計画書と雇用変更計画書が未提出のまま変更契約がされていた。
	件 名	高等学校入学者選抜における学力検査等の不適切な取扱い
	内 容	平成 24 年度公立高校学校入学者選抜の国語の学力検査の際、検査開始前の注意事項に解答を求めている漢字を板書していた。また、検査終了後に公表した国語の学力検査の正答・正答例の一部を訂正していた。
文化財保護課 平成 24 年 8 月 8 日	件 名	業務委託の不適切な契約事務手続
	内 容	平成 23 年度「ふじのくに」文化財レスキューマップ製作のための調査集計業務委託の完了検査復命書が作成されておらず、検査合格通知書も未作成で通知されていなかった。
富士高等学校 平成 24 年 7 月 13 日	件 名	公務中における交通加害事故の発生
	内 容	平成 22 年度から 24 年度に各年度に 1 件、通勤途上で交通加害事故が連続して発生していた。

「意見」 4 件

監 査 箇 所 監 査 実 施 日	指 摘 等 事 項	
教育総務課 学校人事課 平成 24 年 8 月 8 日	件 名	不祥事根絶への取組
	内 容	<p>不祥事根絶に向けて多角的な取組を行っていますが、教職員によるわいせつ事件、窃盗などの不祥事が依然として発生しています。</p> <p>個々の教職員の問題とせず、学校や教育委員会全体の問題として捉え、不祥事を許さない組織風土を作るなど、これまで以上に実効性のある対策を推進してください。</p>
教育政策課 平成 24 年 8 月 8 日	件 名	校務用 1 人 1 台パソコンの利活用の促進
	内 容	<p>平成 22 年度までに県立学校の教職員に 1 人 1 台パソコンが配備されましたが、各学校や教職員により、利活用の状況はまちまちです。</p> <p>導入の目的である学校における事務・校務の効率化、教育の質の向上に向けて、研修の実施など円滑に活用できる環境の整備を図ってください。</p>
学校教育課 平成 24 年 8 月 8 日	件 名	児童生徒の窃盗及びいじめ根絶の取組
	内 容	<p>複数の県立高等学校において多数の生徒が関与したり、内容が悪質な窃盗事案が発生しています。</p> <p>「きまりを守る子ども育成協議会」による対策の検討など、生徒の規範意識の向上に向けた取組により、高校生の窃盗の根絶に努めてください。</p> <p>また、いじめが社会問題化する中で、県内でもいじめ事案が認知されており、児童生徒千人当たりの認知件数は、全国平均より多い状況となっています。</p> <p>市町教育委員会と連携し、いじめ対策マニュアルの作成などにより、児童生徒のいじめ根絶に努めてください。</p>
	件 名	特別支援教育の充実
	内 容	<p>特別支援学校については、早急に対策が必要な地区では計画に基づき整備が進んでいますが、児童生徒数の増加は続いており、施設の狭隘化が進んでいます。</p> <p>特別支援教育を必要とする児童生徒数の推移を見守りながら、そのニーズに応じた教育環境の整備に努めてください。</p>

「検討」 1 件

監 査 箇 所 監 査 実 施 日	指 摘 等 事 項	
社会教育課 平成 24 年 8 月 8 日	件 名	地域における通学合宿推進事業の執行方法の見直しについて
	内 容	「地域における通学合宿推進事業」の補助金交付事務を「地域教育力再生プラン運営協議会」に委託していますが、この協議会には専任職員がおらず、社会教育課の職員がすべて事務処理を行っています。ついては、今後、事業を直営とするなど事業の執行方法の見直しについて検討を求めます。

「指導事項」 6 件

指導事項の内容	
件 名	社会保険料還付手続の遅延
内 容	退職した臨時職員から徴収していた社会保険料の本人への返還が遅延していた。
件 名	高等学校等奨学金返還金の収入未済額が多額
内 容	平成 23 年度高等学校等奨学金返還金の収入未済額が多額であった。
件 名	収入印紙の未貼付
内 容	平成 23 年度モンゴル青年交流旅行業務委託の変更契約書に収入印紙が未貼付であった。
件 名	支出負担行為何の遅延
内 容	平成 23 年度地域における通学合宿推進事業委託の支出負担行為何が遅延していた。
件 名	委託業務の不適切な履行確認
内 容	平成 23 年度空調設備保守点検委託業務で請負業者が契約外の機器の点検を行っており、契約内容と業務実績が違っていたが適切な履行確認がされていなかった。
件 名	高等学校入学料の徴収遅延
内 容	平成 23 年 4 月 1 日に県立学校以外の学校から転入学を許可した生徒 1 名の入学料を 15 日以内に徴収せず、平成 24 年 1 月に徴収していた。